

保健福祉課 固 国民健康保険係 (131・133)

交通事故等で医療機関を受診した場合は 第三者行為の届け出を！

【必要な書類】

- 第三者行為による傷病届 印かん
- 事故発生状況報告書 第三者の同意書
- (交通事故の場合)事故証明書 保険証

事故証明書は**警察署**で受領してください。

届け出の書類は国民健康保険係の窓口または町ホームページにあります。右の二次元コードからスマートフォンなどで直接アクセスできます。



●なぜ届け出が必要？

第三者行為による診療は**加害者が医療費を負担します**。しかし、届け出がされないと、国保で医療費を負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保で負担した医療費が回収できない可能性があります。

結果、**国保の医療費負担分が増え、国保加入者の保険税の負担増加にも繋がります**。

交通事故にあった 傷害事件に巻き込まれた



第三者行為にあたること



他人の飼い犬にかまれた

飲食店で食中毒にかかった

！ここに注意！

上記に該当しても、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保で診療を受けられなくなる場合があります。**示談前に必ず国保係へご相談ください。**

保健福祉課 固 下記記載

ハ お口元気歯ッピー健診を受けましょう

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度に**76歳**および**80歳**の誕生日を迎えられる後期高齢者医療の被保険者を対象に、**口腔健診(お口元気歯ッピー健診)**を実施しています。

お口の健康を保つことは、全身の健康を維持することにつながります。しかし、高齢期になるほど、お口の機能は低下していきやすいものです。この健診は、虫歯や歯周病だけでなく、お口の機能のチェック、肺炎予防などを目的に実施しますので、義歯(入れ歯など)を使用中の方も受診できます。

健診期間	令和6年1月31日(水)まで
受診回数	健診期間内で1回
健診料金	無料
対象者	今年度76歳となる被保険者(昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生) 今年度80歳となる被保険者(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生)



対象者には6月初めに受診券(オレンジ封筒)をお送りしています。県内の歯科医療機関にお問い合わせ・ご予約のうえ、ぜひご受診ください。

受診券を紛失された方は、受診券の再発行ができますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業班 ☎099-206-1329